

# スタートアップ支援拠点整備に係るコミュニティ形成事業業務委託仕様書

## 1 委託業務名

スタートアップ支援拠点整備に係るコミュニティ形成事業業務委託仕様書

## 2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

## 3 事業の目的

山梨県では、山梨県立青少年センター旧本館（※）の改修により、スタートアップ支援拠点（以下「支援拠点」という。）の整備を進めており、令和4年度には基本計画（※）を策定し、令和5年度には実施設計を行ったところである。

本事業においては、支援拠点の令和7年中の開業に向け、開業当初から有効に施設を活用できるよう、支援対象とすべきスタートアップの領域を選定し、支援体制の構築及びスタートアップ・コミュニティの形成を行うとともに、支援拠点のブランディング及び空間づくりを行うことを目的とする。

### ※ スタートアップ支援拠点に改修予定の施設概要

名称	山梨県立青少年センター旧本館
所在地	山梨県甲府市川田町 517
構造	鉄筋コンクリート造/5階建
面積	延べ面積：2,543.31 m <sup>2</sup> 、建築面積：548.82 m <sup>2</sup>

基本計画の内容や関係資料については、県ホームページの本事業の募集ページに掲載しているので、本事業に応募する際には、必ず熟読すること。

## 4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる（1）から（5）の項目について、山梨県と協議しながら委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項についても、本事業の受託者として決定した際のプロポーザル提案書に記載した事項のうち、山梨県の指示するものについては実施すること。

また、企画提案に当たっては、必ず基本計画書などを熟読すること。

### （1）支援対象領域の選定業務

- ① 現況調査分析や関係者へのヒアリング等を行い、支援拠点において集中的に支援すべきスタートアップの領域を選定する。

### （2）プレスタジオ運営業務

- ① （1）において選定した支援対象領域のスタートアップのうち、支援拠点にて支援するモデルユーザーを募集・選定する。
- ② （1）において選定した支援対象領域のスタートアップを支援する専門家を募り、スタートアップの支援体制を構築する。
- ③ ①のスタートアップに対し②の専門家により事業成長に係る伴走支援を試行的に行う。

### （3）スタートアップ・コミュニティ形成業務

- ① 山梨県内の支援団体や施設を巡る山梨ツアーなど、山梨県におけるスタートアップ・コミュニティ形成のためのイベントを開催する。
- ② 本業務及び山梨県の他事業にて集客したスタートアップ等について、コミュニケーション

ツールなどによる交流を継続してコミュニティを形成する。

#### **(4) ブランディング及び情報発信業務**

- ① 支援拠点のブランディング方針を検討し、その世界観を表現した名称・ロゴ・バナーを作成する。
- ② スタートアップ関係者が利用するサイトやコミュニケーションツールを活用して、支援拠点の情報を発信・周知する。

#### **(5) 空間プロデュース業務**

- ① 支援拠点の造作家具や内装インテリアなどについて、デザイン監修を行う。
- ② 支援拠点に設置するカフェに係る運営の企画を行う。
- ③ 支援拠点のものづくりスペースに係る運営の企画及びDIY 機器・備品等の選定を行う。

### **5 実施について**

- ① 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- ② 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- ③ 受託事業者は、委託業務の履行にあたって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。

### **6 提出書類**

受託者は、本業務の着手にあたり次の書類を提出しなければならない。

- ① 主任技術者（経歴書を添付すること）
- ② 工程表
- ③ 個人情報保護に係る責任体制報告書

### **7 貸与資料**

委託者は、本業務の実施にあたり必要な図書およびその他関連資料を受託者に貸与する。また、受託者が貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに返却する。

なお、貸与された資料については、その重要性を勘案し、第三者に貸与等をさせてはならず、取扱および保管に十分注意すること。

### **8 事業報告**

委託業務終了後、委託契約等に基づき委託業務完了報告書を提出することとする。

- ① 受託者は、下記のとおり成果物を作成し、令和7年3月31日までに納品すること
- ② 成果物の様式は、紙媒体3部及び電子ファイルとする。
- ③ 成果物は契約満了日までに持参すること。

### **9 委託業務の成果物について**

委託業務に係る成果物の著作権は県に帰属するものとする。

### **10 遵守事項**

- ① 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- ② 山梨県情報セキュリティ基本方針等、山梨県の規定を遵守すること。

### **11 個人情報の取扱い**

委託業務においては、参加者に対し一斉にメール送信を行うことが想定されるが、BCCで送信すべきところをTOやCCで送信する誤りを防止するため、受託事業者は、契約締結日までに、

次のいずれかの機能又は県がこれらに相当すると認める機能を有するシステムやツールを導入すること。なお、当該メールを送信する際には、当該システムやツールを使用すること。

① B C C強制変換機能

メール送信する際に、T OやC Cでの指定をB C Cに強制変換するもの。

② 送信時の宛先確認機能

メール送信する際に、送信するメールの宛先の確認を要するもの。

③ 上司等による承認機能

メール送信する際に、上司等の承認を要するもの。